

埼玉県てんかん治療医療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県のでんかん地域診療連携体制の整備推進を目的に、必要な事項を検討するため、埼玉県てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置するものである。

(役割)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) てんかん診療拠点機関（以下「拠点機関」という。）が実施する事業計画
- (2) 拠点機関の実施する事業についての効果の検証、問題点等の抽出
- (3) 拠点機関への助言や提言
- (4) その他てんかん地域診療連携体制の整備推進等に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、以下の者とする。

- (1) てんかん診療拠点機関（医師、コーディネーター等） 3名程度
- (2) てんかん治療を専門的に行っている他院の医師 3名程度
- (3) 県職員 2名程度
- (4) 精神保健福祉センター、保健所（1か所程度） 2名（各1名）程度
- (5) てんかん患者及びその家族 2名（各1名）程度
- (6) その他、適宜、てんかん対策を進める上で、必要な者 若干名

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 会長は、てんかん対策等を進める上で必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、意見を述べさせることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員に欠席の時の代理出席を認める。

(会議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、拠点機関が招集する。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができるものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、拠点機関とする。

(その他)

第7条 この要綱及び「埼玉県てんかん診療連携体制整備事業実施要綱」に定める事項その他、協議会の運営に関し必要な事項は、県と協議の上、会長が別に定める。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。